

公共交通と共助交通の区分（必要な運転免許・運送料について）

資料①

分類	道路運送法の取扱い	運行主体	法令での事業名称		運転手の必要免許	運送料	利用者	該当する運行形態
公共交通	事業用 (緑ナンバー) 第4条の許可	民間交通 事業者	一般乗合旅客自動車運送事業 (乗合バス・乗合タクシー)		2種免許	有償	誰でも	日ノ丸バス (倉吉～赤碇)
			一般貸切旅客自動車運送事業 (貸切バス)					観光バスなど
			一般乗合旅客自動車運送事業 (タクシー)					日本交通 タクシー
	ことうら バス	市町村		交通空白輸送			地域限定	町営バス
公共交通	自家用 (白ナンバー) 第79条の登録	市町村	自家用有償 旅客運送	福祉輸送	2種免許 又は 1種免許 かつ 指定講習	有償 ※事業用の半額 程度を基準	利用者 限定	なし
		NPO・ 自治会等		福祉有償運送				
共助交通				公共交通空白地有償運送				
	法令上の 許可・登録 不要	その他 (NPO・ 自治会等)	特になし (ボランティアでの移動支援) (旅館などの送迎バス)		1種免許	無償 ※燃料費、高速代、 駐車場代の実費は可	誰でも	徳万地区の ボランティア輸送
その他	不要	市町村	特になし (無償のスクールバス)			無償	利用者 限定	スクールバス

住民ドライバー
による移動支援